

議案第31号

みやき町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について

みやき町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 2年 6月 8日提出

みやき町長 末 安 伸 之

提案理由

この議案は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）の題名等が改正されたことに伴い、みやき町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する必要があるため、議会の議決を求めるものである。

みやき町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

みやき町固定資産評価審査委員会条例（平成17年みやき町条例第17号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に、「第3条第1項」を「第6条第1項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

みやき町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p>(書面審理)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律</u> (平成14年法律第151号) <u>第6条第1項</u>の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して弁明がされた場合には、前項の規定に従って弁明書が提出されたものとみなす。</p> <p>3～5 (略)</p>	<p>(書面審理)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律</u> (平成14年法律第151号) <u>第3条第1項</u>の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して弁明がされた場合には、前項の規定に従って弁明書が提出されたものとみなす。</p> <p>3～5 (略)</p>